

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答									
1	第2回入札説明書に関する質問に対する回答でご回答がありました（以降の質問については同様のため、本記述を省略します。）、No12 について、 ご理解のとおりですとある三者契約の「運営事業者と焼却灰運搬企業との間で締結する付属契約」が内容不明です。契約条件を確認する必要がありますので、契約書案をご提示願います。	付属契約書は、提案される委託費等を示した内容となっています。提案内容によって異なりますので本契約締結に向けた協議の中で示したいと思います。									
2	No13, 14 について、 契約保証金の免除については、過去の実績からご判断いただくとのことですが、構成2市2町における過去の入札における契約保証金の免除実績をもって免除するなど具体的にご教授いただけませんかでしょうか。	契約の相手方が過去2か年の間に地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（単年度契約も含む）を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除することとします。									
3	No. 41 について、 運営固定費Ⅰの負担金等として「上水道などを想定」とご回答いただいておりますが、該当する負担金等が無い場合は、項目として記載しないこととしてよろしいでしょうか。	負担金がない場合はそれで結構ですが、上水道の負担金は事業者負担となります。									
4	令和2年5月29日の第1回入札説明書等に関する質問に対する回答No. 53の解釈は、複数の建設JVで複数の請負契約は認めない事であり、ごみ処理施設のDBO案件で過去契約実績があり、直近他DBO案件の質問回答で認められている、建築物等の建設業務を行う者で組成された甲型の特定建設工事共同企業体とプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者で乙型の共同企業体を組成する建設事業者（模式図ご参照）として対応して宜しいでしょうか。  <table border="1" data-bbox="204 1323 708 1525"> <tr> <th colspan="3">乙型 JV</th> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2">甲型 JV</th> </tr> <tr> <td>プラント (アイ)</td> <td>建築物等の建設 (ウ)</td> <td>建築物等の建設 (地元※)</td> </tr> </table> <p>※R2. 5. 29 質問回答より</p>	乙型 JV				甲型 JV		プラント (アイ)	建築物等の建設 (ウ)	建築物等の建設 (地元※)	関係法令に違反していなければ認めます。
乙型 JV											
	甲型 JV										
プラント (アイ)	建築物等の建設 (ウ)	建築物等の建設 (地元※)									
5	第2回質疑回答 No55「新型コロナウイルス等感染症による自粛・制限に起因する遅延、増加費用は(25)不可抗力リスク」であるとのご回答がありますが、自粛・制限については国や自治体による緊急事態宣言等の指示時に限定するものでなく、事業者側に新型コロナウイルス感染による業務上支障が出た場合に、事業者から申し出を行った上で、協議に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ごみ処理施設は、当地域に喫緊に求められている社会基盤でもあります。社会の安定の維持の観点から事業を滞りなく進める必要があります、事業者には新型コロナウイルス感染による業務上支障が出ないよう、通常考えられる対応をお願いします。 そのような中であっても、新型コロナウイルスの感染により、業務上支障が出た場合には協議に応じます。									
6	No63 について、 自治体負担金制度がある場合の、負担金額、支払頻度等は様式 9-3、9-3（添付資料）に記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。									
7	『第2回質問に対する回答書』No.98において、	委託車、許可業者については、混載はないものとし									

	「直接搬入車において、可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち込む事が想定されます。」と回答いただいておりますが、委託車、許可業者については混載して搬入する車両は無いという理解でよろしいでしょうか。	て計画してください。
8	<p>○緩衝緑地帯（公開） （第2回質問回答 No.101）</p> <p>5.0m以上の緩衝緑地帯については、「道路に接していないので、5m確保することとしてください。」との回答でした。</p> <p>愛知県建築基準法第51条ただし書許可基準では「緩衝帯幅と同規模以上で行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路が隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができる。」とあることから、県道183号線（行政庁の管理）に隣接する緩衝帯は2.5mと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>管理棟の周囲や乗用車用駐車場スペースに2.5mのゆとりが生まれるため、安全性、利便性を向上させたいと考えております。</p>	敷地境界と堤防との間に、県の敷地が線状に存在しているため、道路と隣接していると判断することができません。
9	第2回質問回答 No.115において、「航空自衛隊岐阜基地及び新濃尾農地防災事業所への協議は、施工方法も含めた詳細な内容を提示する必要があるため、本契約後に協議することとしてください。」との記載がございますが、要求水準書に記載されている平時作業時間として規定されている午前8時から午後5時までの間で、重機作業が出来るとの前提と理解して宜しいでしょうか。年間で重機が使用できない日や、夜間でないと使用できない等の大前提事項があるようであればご教示願います。	航空自衛隊岐阜基地と以前に行った打合せでは、航空機の飛行時は、制限高さを超過する作業を行うことはできないとのことでした。今後は、工事の時期が近づいてから、工事工程及び超過高さ・超過時間を示したうえで、協議を行うこととしてください。新濃尾農地防災事業所に関しては、作業時間について現段階で示せるものではありません。なお、年間で重機が使用できない日に関しては、第2回質問回答 No. 118 等も参照願います。
10	No. 126 について、特別高圧鉄塔の工事期間は調査・設計を含め約3年1ヶ月とありますが、本事業の契約締結時からと考えてよろしいでしょうか。また、この場合、接続検討・契約申し込みは何時迄に実施の必要があるでしょうか。	工事費負担金の入金後から3年1ヶ月程度が必要となります。また、接続契約申込み後に調査期間として6ヶ月程度が必要となります。接続検討申込みは、令和3年4月上旬を予定しています。
11	<p>○特別高圧鉄塔（公開） （第2回質問回答 No.126）</p> <p>特別高圧鉄塔の工程については、「工事の期間は、調査・設計期間を含めて約3年1ヶ月を要します。設置時期については、契約申し込み後に電力事業者との協議になります。」との回答でしたが、本事業の工事工程を検討するにあたり、以下の点についてご教示頂けないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力事業者が現地で行う工事期間</li> <li>・鉄塔エリア以外に電力事業者の工事に必要な面積</li> </ul>	電力事業者が現地で行う工事期間は、1年7ヶ月目から3年1ヶ月までの一部の期間に行われる見込みです。その前に調査・設計が行われます。鉄塔工事に関しまして、20m×20m以外に事業敷地内に仮設トイレ等の設置や駐車場が必要となりますので、協議が必要です。必要な面積は詳細検討を実施してからしか分かりません。
12	特別高圧鉄塔の工程に関して、『第2回質問に対する回答書』No.126において、「設置時期については、契約申し込み後に電力事業者との協議になります。」と回答いただいておりますが、鉄	No.11の回答を参照願います。

	塔建設事業者は事業敷地内に仮設事務所の設置や駐車場を要しないものと理解してよろしいでしょうか。	
13	令和2年7月6日の第2回入札説明書等に関する質問に対する回答（以降第2回質問回答と略）No138で、事業実施区域27,000m <sup>2</sup> に対して20%（5,400m <sup>2</sup> ）の緑地を確保するようのご指示ですが、北東部の利用不可用地の間にある緑地は20%の対象範囲内と考えて良いでしょうか。	事業実施区域から利用できない用地の面積を除いた面積に対して20%以上の緑地を確保してください。
14	第2回質問回答No148において、「組合で電力事業者に特高での接続検討を行い売電が可能なことを確認したが、高圧による接続検討は事業者提案による」とありますが、事業者が入札前に電力事業者と接続検討することは困難です。公平性の観点から、応募者は全社特別高圧での見積を行い、貴組合が落札者の意向に沿って高圧接続検討を行い、価格を別途調整するという方針に変更頂きたくご検討をお願い致します。	応札額には、特別高圧の場合の負担金を計上してください。なお、受注後、電力事業者との協議にて高圧となった場合の負担金は精算することとします。
15	電力会社への特別高圧による接続検討申込に関して、『第2回質問に対する回答書』No.149において、「電力会社から第三者への提示は許可されていないため提示できません。」とご回答をいただいておりますが、引留鉄塔、架線・ケーブル切替設備、電路、敷設に関する設計施工は電力会社殿所掌と理解してよろしいでしょうか。また、責任分界点としては、事業者が設置するキュービクル取合点と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 責任分界点については、中電が鉄塔に隣接する一般的な「お客さま第一開閉器の電源側接続点」、「お客さまキュービクル接続点」を想定して検討します。 ※特別高圧お客さま受電ガイドブック 6-4（架空引込線で引込む場合）を参照願います。
16	○上水の引き込み（公開） （第2回質問回答No.150） 江南市水道部水道課より、事業用地西側に100A水管の本管を延長する話を伺いました。本事業における上水の引込は、この計画を前提とした費用を見込んでおき、計画が変更した場合は協議に応じて頂けるという認識で宜しいでしょうか。	水道引込工事負担金は、100mmの口径を延長する場合（事業実施区域内で75mmの口径を使用する場合）と75mmの口径を延長する場合（事業実施区域内で50mmの口径を使用する場合）を組合から追って示しますので、入札金額に含めてください。なお、実際の工事負担金は建設事業者が江南市へ支払い、組合から建設事業者への支払額は、実際に建設事業者から江南市へ負担した金額と同額となるよう増減して支払います。
17	『第2回質問に対する回答書』No.150～152において、「引込工事の負担金は事業者側で計画して下さい。」と回答いただいておりますが、水道本管の敷設工事は江南市水道課様の事業であり、建設事業者決定後の正式申し込みに基づき、江南市水道課様にて設計、見積後に予算化されるため、建設事業者として応札予算が想定できません。 電力引込み工事負担金と同様に、貴組合より水道引込み工事負担金の金額を提示していただけないでしょうか。	No.16の回答を参照願います。
18	『第2回質問に対する回答書』No.156において、「令和10年度以降のいずれかの時期に、脱水汚泥・し渣2,249t/年に代わり、「し渣62.4トン/年」、「油脂分の多い脱水汚泥36トン/年」を	令和7年度から令和26年度まで、脱水汚泥・し渣2,249t/年が搬入される計画で費用を積算してください。

	<p>合わせた 98.4 トン/年が搬入されます。」との回答をいただいておりますが、様式 9-9-1 運営変動費 I (エネルギー回収型廃棄物処理施設) については令和 10 年度以降、「脱水汚泥・し渣 2,249 t/年」に代わり、「し渣 62.4 トン/年」と「油分の多い脱水汚泥 36 トン/年」が搬入されることを前提に各年度の費用を算出するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	
19	<p>第 2 回質問回答 No156 について、運営事業費積算時の公平を期すため、脱水汚泥・し渣の処理量は、20 年間の運営期間を通して変化せずに、2,249t/年に固定して、運営費を積算すると考えで宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
20	<p>『第 2 回質問に対する回答書』 No.165 において、「計画ごみ質には脱水汚泥・し渣を含んでおりません。」との回答をいただいておりますが、技術提案書の「燃料・薬品等使用計画(様式 8-3-1)」、「運転計画(様式 8-4-1)」、「温室効果ガス排出量(様式 10-10-2)」等は、脱水汚泥・し渣を含む初年度の年間処理量 51,626 t にて算出するご指示です。</p> <p>従いまして、提出する物質収支は、初年度計画処理量に記載の脱水汚泥・し渣 2,249 t/年を含むごみ質に基づいて作成するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	<p>『第 2 回質問に対する回答書』 No.166 において、「繁忙期の一日当たりの搬入車両台数ですが、収集車両については、150 台程度、一般持込車両については、700 台を超える見込みです。」と回答いただいておりますが、一般搬入車両のピーク台数 700 台/日について、質問回答添付資料 6_質問 No.553 添付資料 (犬山市自己搬入台数) のピーク台数 206 台/日の約 3.4 倍となっております。本数値の考え方についてご教示ください。</p>	<p>一般搬入車両台数については、犬山市の実績 (要求水準書添付資料 6-1 「犬山市都市美化センター (平成 30 年度実績) 」) 及び人口規模等から想定したものです。ただし、混載車両については、「可燃ごみ」と「粗大ごみ・不燃ごみ」の両方に車両台数がカウントされています。</p> <p>実際の台数は想定より少ないことも考えられますが、事業計画の上で一般搬入車両が県道まで待機するような状況になりそうであれば予約制の導入等を含めて対策を講じる予定です。ゴールデンウィーク、年末年始を除いた期間のピーク台数は 350 台程度の見込みです。</p> <p>年間の台数の内訳としては可燃ごみが 29%、粗大ごみ・不燃ごみが 57%、剪定枝が 14%です。</p>
22	<p>第 2 回質疑回答 No166 で繁忙期の 1 日当たりの搬入車両台数ですが、収集車両については 150 台程度、一般持込車両については 700 台を超える見込みとなっておりますが、70 台の誤記でしょうか。(添付資料 6 の犬山市の一般持込車両で赤字にて記載あったものは 70 台以上との記載がございました。)</p>	<p>No. 21 の回答を参照願います。</p>
23	<p>第 2 回質問回答 No169,170,456 から、火災廃棄物や災害廃棄物の搬入車両は 10 トンであり、破碎又は切断を必要とするものがあります。</p> <p>①破碎又は切断する場合はマテリアルリサイクル推進施設ではなく、別の設備 (移動式破碎機等) を災害廃棄物置場に持ち込んで対応する、もしくは可燃性粗大ごみ破碎機で処理する、と</p>	<p>①については、マテリアルリサイクル推進施設又は可燃性粗大ごみ破碎機で処理が可能なもののみ施設に搬入されるものとして計画してください。</p> <p>②については、10 t 車は可燃ごみピットへの搬入を想定したものです。マテリアルリサイクル推進施設へ災害廃棄物を搬入する際には、破碎処理に支障をきたすことがないよう各市町と搬入量の調整を行います。</p>

	<p>理解して良いでしょうか。</p> <p>②仮にマテリアルリサイクル推進施設に搬入する場合は 10 トン以外の車両（4 トンや 2 トン等）に積み替えると理解して宜しいでしょうか。理由はマテリアルリサイクル推進施設の貯留ヤードは 3 日分しかないため、10 トン車で大量搬入すると通常処理に支障をきたすと考えられるためです。</p>	
24	<p>第 2 回質問回答 No179 において、「江南市、大口町、扶桑町では、可燃のものと不燃のものに分けて集積所に出されるため、可燃のヤードと不燃のヤードを仕切る等その後の処理がしやすい計画としてください」とありますが、混載されたものはマテリアルリサイクル推進施設で全て荷卸しし、組合様で適切に仕分ける（ごみピットまでの搬送を含む）、という意味でしょうか。</p>	<p>中型ごみ、小型ごみの「可燃のもの」と「不燃のもの」のことであり、いずれもマテリアルリサイクル推進施設、又は可燃性粗大ごみ処理設備で処理を行うものです。</p>
25	<p>第 2 回質問回答 No179 で、小型家電は年間 4t 程度を見込んでいますとあります。</p> <p>①小型家電 4t とは、年間 1092t の不燃ごみに対する想定回収量と理解して良いでしょうか。</p> <p>②2 市 2 町とも小型家電は既に分別収集（専用の回収ボックス等）していると理解して良いでしょうか。</p> <p>③質問回答 No188 では今後分別方法を統一することを検討している、とありますが小型家電回収量に影響はないと理解して良いでしょうか。</p>	<p>①については、要求水準書第 I 編 P16 表 1-7②の粗大ごみ 1,658 t の中に江南市、大口町、扶桑町の不燃ごみが 134 t 含まれており、犬山市の不燃ごみ 1,092 t と 134 t を足した 1,226 t に対する想定回収量です。</p> <p>②については、ご理解のとおりです。</p> <p>③については、江南市が外部委託している電化製品の処理を当組合で処理をするように変更した場合は影響があります。令和 7 年度は要求水準書に記載したとおりの搬入量の予定です。</p>
26	<p>第 2 回質問回答 No196 において、蛍光灯・乾電池・その他水銀含有物の貯留に関して、3 品併せてドラム缶 230 本との記載があります。</p> <p>①実際にトラックに積み込む想定本数をお教え下さい。</p> <p>②積込はフォークリフトで行うと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>①については 13 t トラックを想定しておいます。積める本数は、乾電池は 50 本、蛍光管は 52 本、その他水銀含有物も 52 本です。</p> <p>②についてはご理解のとおりです。</p>
27	<p>第 2 回質問回答 No199 で、高速破砕機なしの提案を認める場合がある、となっていますが、記載以外にも条件があるということでしょうか。</p>	<p>提案内容が、高速破砕機を設置した場合と同程度の効果がある場合に限り認めることがあります。なお、焼却灰の資源化（状況によっては埋立）に支障がないようにするとともに、将来の状況により、不燃残さを埋立処分することとなった場合に受入先の条件（大きさなど）を満足させる必要があります。</p>
28	<p>○炉室内温度（公開） （第 2 回質問回答 No.249）</p> <p>炉室内温度については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）」p.474 に示されるとおり、一般に外気温 32℃温度差を 10℃と設定することで計画してください。」との回答でした。</p> <p>「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）」p.475 では、「夏場における炉室上部の点検床では、局部的に機器からの輻射熱や、部分的な空気の停滞等により、相当暑く感じられる所が出るのは避けがたい。このような部分へは、給気ファン等により、点検動線の停止位置へスポット的に外気を吹き出す方法を講ずることが望ましい。」と</p>	<p>必要換気量を確保し換気計画を行うことが前提です。</p> <p>局部的、部分的なところへのスポット換気の採用は必要換気量の軽減を行わず、あくまで補助的な位置付けで対応していただくのであれば採用を認めます。</p>

	示されており、この対応を採用させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	
29	第2回質問回答 No249,250, 252 において、換気設備の設計方針として外気温 32℃温度差 10℃とするようにとのご指示ですが、室温は 32+10=42℃以下、と考えて宜しいでしょうか。	室温は 40℃以下とします。温度差は 10℃として設定し、外気温 32℃は固定しません。
30	第2回質問回答 No260 において受領した cad 配置図より事業区域は約 30000 m <sup>2</sup> であることを確認しました。 また、3 つの利用できない区域の面積が約 1900 m <sup>2</sup> となっており、実際に利用できる区域面積は 28100 m <sup>2</sup> と考えます。 要求水準書に事業実施区域面積 27000 m <sup>2</sup> とあることから、約 1100 m <sup>2</sup> 程度更に利用ができない用地があると考えられますが、何処でしょうか	No.13 の回答を参照してください。
31	○混練機の設置台数（公開） （第2回質問回答 No.347） 混練機の設置台数について本設備を常時利用するか否かに関わらず、設置台数を 1 基とする提案をお認め頂けないでしょうか。弊社実績に基づき、下記対策を講じることにより、安定操業に支障がない計画とします。 ①混練機の上流側に定量供給装置を設置し、供給する飛灰量を重量管理することで、適正な混練状態を維持し、混練機トラブルを防止 ②飛灰貯留槽の貯留容量に余裕をもたせることで、万が一のトラブル時にも復旧対応が可能	第2回質問回答 No.347 のとおりとします。
32	○DCS 制御（公開） （第2回質問回答 No.404） PLC 計装を採用した弊社納入施設において安定した稼働を継続しており、DCS 制御と同等の制御性を実証しております。PLC 計装を採用することで、維持管理に必要な部品等の汎用性が増し、LCC の面でも優れるため、PLC 計装の採用をお認め頂けないでしょうか。	提案は認めます。ただし、提案があった場合、現時点で要求水準未達とはなりません。受注後、設計協議等で同等と認められない場合はシステムの変更を要求することになります。
33	No. 448 について、 要求水準書（第 I 編 設計・建設業務編）184 頁のマテリアルリサイクル施設のろ過集じん装置の出口粉じん量は、同書 38 頁に表記の粉じん保証値 100mg/m <sup>3</sup> N に読み替えが了承されました。同様に、同書 171 頁、172 頁のエネルギー回収型廃棄物処理施設の環境集じん装置、炉内清掃用集じん装置の出口含じん量についても、同書 36 頁に表記の粉じん保証値 100mg/m <sup>3</sup> N に読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	○大会議室（公開） （第2回質問回答 No. 470） 会議室（議場）の設計は、要求水準書第 I 編 p.43 において「日本建築学会（各種設計基準、設計指針）等」に基づくようにとあります。「建築設計資料集成（日本建築学会）」p.33 町・市議会議場の設計例において「約 50 人収容議会議場の室面積：120 m <sup>2</sup> 」が示されており、この設計例の採用をお認め頂けないでしょうか	現在、江南市役所内の会議室（約 10 m×15 m）を議場として利用しているところですが、そのサイズは最低限必要な規模であります。「建築設計資料集成」に記載の設計例につきましては「約 50 人収容議会議場の室面積：120 m <sup>2</sup> 」と示されていますが、現在利用している会議室よりも小さいことから認められません。（組合としましては、「議場」専用の部屋を設けることを予定していません。） また、より汎用性の高い利用を求めたいことから、

	<p>第2回質問回答 No.470 より大会議室は「3分割された部屋は、それぞれほぼ同じ広さとし、うち2つをつなげることにより、会議室（議場）として利用可能にしてください。」とあることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室（議場）：広さ10m×12m（120㎡）</li> <li>・会議室：広さ5m×12m（60㎡）</li> </ul> <p>合計180㎡の室面積として考えますが宜しいでしょうか。</p> <p>大会議室（100人収容）の提案室面積は180㎡となりますが、弊社建設実績より十分ゆとりのある室空間となることを確認できております。</p>	<p>「大会議室の例示」（第2回入札説明書等質問書に対する回答の添付資料4をご参照ください。）にてお示したような配置を望みますが、次の要件を全て満たせば可とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会議室全体の大きさが10m以上×15m以上である。</li> <li>・100人程度が長机にスクール形式で収容できる。</li> <li>・2分割又は3分割の利用ができる。</li> <li>・分割後の各部屋の大きさが10m以上×6m以上である。</li> </ul>
35	<p>No.517について、</p> <p>「地域振興事業として草井線の歩道整備を要望されているため」と記載がございますが、歩道整備自体は本工事範囲外と理解してよろしいでしょうか。また、歩道整備計画に合わせるため、計画高さをご提示願えませんでしょうか。</p>	<p>舗装については、現状で舗装されている部分については舗装するものとして計画してください。詳細は、江南市土木課等との協議により決定していきます。</p>
36	<p>第2回質問回答 No.517～522 の回答に対しご教示下さい。</p> <p>①場外雨水排水路整備協議・申請工程（案）があるようでしたら提示をお願いいたします。</p> <p>②区間によっては改修整備で歩道整備の要望が回答で明記されておりますが、歩道整備区間・歩道の仕様等の提示をお願いいたします。</p> <p>③また草井区以外の地元地区の要望は現時点で出ているようであれば併せて区間・仕様のご提示願います。</p>	<p>①について現時点では工程（案）はありませんが、江南市による歩道整備は、令和4年度に設計、令和5年度から工事を予定しています。</p> <p>②については、現時点での整備計画図を対面的対話確認事項提出時のご連絡先へ電子メールで送信します。第2回質問に対する回答書 No.517 では、「草井線の歩道整備を要望されている」としてはいますが、正確には草井線と北部86号線の歩道整備を要望されています。</p> <p>③について草井区外の地元地区から場外雨水排水路整備に関係する要望は出ていませんが、草井区より、草井線以外の市道に関する要望が出ていますので、②と同様に電子メールで送信します。工事の時期は令和4年度以降の予定です。</p>
37	<p>上記に準拠してご教示願います。</p> <p>場外雨水排水路整備の区間で生じる要望事項において仕様の相違による変更が発生した場合は設計変更対象として協議可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札段階で想定できない理由により変更が生じる場合は協議対象とします。</p> <p>ただし、「想定できない」とは、一般に考えられる想定範囲を超える場合に限りです。</p>
38	<p>上記に準拠してご教示願います。</p> <p>仮に歩道整備区間が提示されない場合はそれに係る費用は別途と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No.36-②のとおり、現時点での整備計画図を示しますので、そちらを踏まえた費用の積算をお願いします。</p>
39	<p>No.630について、</p> <p>敷地南東側が入りそれぞれ1車線となっておりますが、河川事務所と協議の上、県道の渋滞緩和や施設入退場車両の安全性確保のために「必要最低限の搬入出口」として認められた場合は、複数車線を提案できるものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>関係機関と協議の上、認められた場合は、複数車線で問題ありません。</p>
40	<p>使用不可用地については、確認申請上の敷地面積に算入するとの認識で良いでしょうか。</p>	<p>使用できない用地については、確認申請上の面積から除いてください。</p>
41	<p>煙突の位置について、要求水準書では西側に指定されておりますが、西側の基準及び範囲をお示し願います。また、煙突の位置については事業者による提案とのことではよろしいでしょうか。</p>	<p>煙突位置につきましては、環境影響調査に示された場所を一つの考えとしてください。</p>

42	要求水準書第 I 編 設計・建設業務編 P7 排水生活排水の放流先は雨水同様事業実施区域外の鴨川排水路と理解してよろしいでしょうか。	第 2 回質問回答 No. 207 等を参照願います。
43	○マテリアルリサイクル推進施設の運転管理（公開） 要求水準書第 II 編 p. 17 において貴組合実施の業務の範囲として ①「消耗品の管理と残量または使用量を運営事業者へ報告」 ②「一般工具リストに示された工具が破損した場合は組合が手配」 との記載があります。 ①より交換作業は貴組合範囲と解釈できます。 ②より貴組合が工具を使われる＝消耗品交換等を行われると解釈できます。 上記より、貴組合にて日常的なメンテナンスを実施頂けるものと解釈しても宜しいでしょうか。 また、日常メンテナンスを貴組合にて実施頂ける場合、その範囲をご教示ください。	①については、記録紙の交換など組合で交換が可能なものについては、組合が行います。 ②についてもランプの交換など組合の行う日常メンテナンスの範囲で可能なものについては、組合が行いますが、機器の交換等は組合の業務範囲外とお考えください。 なお、組合業務範囲については、評価されます。
44	『要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編』P. 30 3. 試運転及び運転指導に係る費用について、試運転期間中の受付管理（搬入ごみ受入判定、計量、料金徴収）、マテリアルリサイクル推進施設の運転管理及び作業、搬入管理（不適物混入防止の監視）、有害ごみ、剪定枝の積込み運搬については、貴組合にて実施いただける（費用負担含む）ものと理解してよろしいでしょうか。	試運転中に必要となる作業は、基本的に事業者で実施していただきますが、計量量、料金徴収については組合が行います。運営開始時に組合が実施する業務に従事する予定の者が、運転指導を受ける際の人件費は事業費に見込む必要はありません。有害ごみ、剪定枝の積込み運搬・資源化については、組合が行います。
45	支障物の移転交渉業務費用は含みますとありますが、移転工事費用は協議対象という理解でよろしいでしょうか。	程度にもよりますが、必要に応じて協議することとします。
46	搬出入車両について 剪定枝、水銀等の有害物について、一般持込で搬入されることはありますでしょうか。ある場合、計量、料金徴収が必要でしょうか。	剪定枝の一般持込はあります。また、料金徴収も必要となります。水銀等の有害物については未定ですが、一般持ち込で搬入する場合は料金徴収も必要になります。
47	搬出入車両の計量について 収集車等計量カードを渡すことができる車両は、予めカードを渡し、計量の自動化を図るものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の内容でも結構ですが提案によることとします。
48	要求水準書第 I 編 設計・建設業務編 P168 保全情報管理システム 保全情報管理システムについては、事業者が運用し、集約したデータをエクセル形式にして貴組合に適宜開示する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、データ報告の仕様（内容頻度等）の詳細については、設計協議によるものとします。
49	要求水準書第 I 編 設計・建設業務編 P203 書庫 ハンドル式ユニット棚の要求数の明確化をお願いします。	両面収納できるもので、棚の幅の合計が 16m（両面で 32m）以上になるよう設置してください。
50	第 2 回質疑回答 No.406 個別のごみ量を計測・記録願いますとありましたが、2020 年 3 月の見積設計図書作成時の質疑回答には、ごみ計量機以外での計量は考えていないとありました。混載車の計量をプラットホ	ご理解のとおりです。ただし、料金徴収がありますので計量法に基づく計量方法としてください。

	ームで小型計量機による計量のご提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	
51	<p>○緊急時対応（公開） （第2回質問回答 No.527）</p> <p>貴組合業務範囲のBCPや緊急対応マニュアルを協議して策定することとありますが、BCPや緊急対応マニュアルは、業務範囲及び当該業務に関するリスク分担を明確にするためにも、業務の実施者が主体となって策定することが適切であると考えます。貴組合業務範囲のBCPや緊急対応マニュアル策定への運営事業者の関与は、貴組合の策定を支援することとして頂けないでしょうか。</p>	組合業務範囲におけるBCP策定の主体は組合としますが、運営事業者は、素案を作成することを含め、策定の支援をすることとします。組合業務範囲における緊急対応マニュアルの策定・見直しについても同様とします。
52	No.537について、 組合様回答に示された「機能診断調査」とはどのようなものをお考えでしょうか。機能検査、精密機能検査などとは別に請負者側で実施する必要があるものでしょうか。	長寿命化計画における機能診断調査を想定しています。 なお、費用は請負者負担となります。
53	第2回質問回答 No.554において組合様の欠員に関する記載がございますが、組合様の13名の想定配置（受付班、計量班等の人数配置等）がございましたらご教示をお願いします。GW、お盆、年末年始等の自己搬入混雑時の対応を含めて検討・提案をさせて頂きたいと考えます。	組合職員の配置については、提案を受けて検討することとしています。
54	第2回質問回答 No.554について、マテリアルリサイクル推進施設の運転は貴組合、整備は事業者ですが、運転の中に含まれる内容を具体的に ご教示頂けないでしょうか。 例：グリスアップ等は運転に含まれるのか含まれないのか。） ご提示がない場合、事業者で提案しても良いでしょうか。	ご質問の例は組合業務に含みます。組合と事業者の業務内容を提案いただくことは可能ですが、組合が業務に配置する者は、江南丹羽環境管理組合で焼却施設の運転を担当していた者ということを考慮してください。ただし、提案内容は評価されます。
55	貴組合所掌業務（受付・搬入管理等）の協力（補助）に関して、『第2回質問に対する回答書』No.580において、「協力（補助）作業内容は提案によることとしますが、協力（補助）作業内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。また、専任要員についても提案によることとします。」との回答をいただいておりますので、基本的には、運営事業者からの提案事項であると認識しましたが、貴組合の意向として、特に運営事業者の協力を期待する業務内容をご教示ください。	あくまで案としてですが、混雑時の交通誘導や受付補助（計量設備に乗る前の聞き取り、施設内の案内）です。
56	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P7 労働安全衛生・作業環境管理 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備することとありますが、運営事業者は、貴組合とは別に独自に体制を整備すると理解してよろしいでしょうか。 また、組合業務範囲における安全作業、マニユ	ご理解のとおりですが、詳細につきましては協議によることとします。

	アルの改善は、組合及び運営事業者の協議により行うとありますが、改善は貴組合主体で行い、運営事業者はアドバイスをするものとの理解でよろしいでしょうか。	
57	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P8 緊急時対応 組合業務範囲におけるBCPは、組合と協議して決めるとありますが組合業務範囲のBCP作成の主体は貴組合とし、運営事業者はアドバイスをするものとの理解でよろしいでしょうか。また、組合業務範囲における緊急対応マニュアルの策定・見直しについても同様と理解してよろしいでしょうか。	No. 51 の回答を参照願います。
58	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P12 業務実施体制 運営事業者は、組合業務範囲を除いた運転管理業務、焼却灰等運搬業務、焼却灰等資源化業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安・清掃業務、住民対応業務及び情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備することとありますが、住民対応業務とは、具体的にどのような業務を想定しているかご教示願います。	一例としては、運営業務の中で住民から運営事業者へ直接問合せや苦情などを伝えた場合の対応や組合への報告などが考えられます。また、見学者対応への協力と公害防止委員会への協力も含まれます。
59	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P16 4-1 組合が実施する予定の主な業務 不法投棄ごみ仮置き場、火災廃材仮置き場、剪定枝受入貯留ヤードの管理（清掃含む）は、貴組合の業務と解釈してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、火災廃棄物仮置き場は常に廃棄物があるわけではないので、事業実施区域内の見回り、清掃の際に、あわせて清掃を行ってください。剪定枝については飛散することも考えられますので、ストックヤード周辺の清掃の際にはご配慮ください。
60	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P18 適正処理・適正運転 本施設から処理不適物等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること。なお、処理不適物は組合の責任で処理するとありますが、P16 表 4-1 組合が実施する業務に「本施設における処理不適物の除去、場内運搬、仮置き及び引渡」とあります。焼却処理の排出物中の不適物が事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書第Ⅱ編 運営・維持管理業務編 P23 焼却灰等の運搬手順等 焼却灰等運搬車両は、運営事業者立ち会いのもと本施設の計量設備で空荷の状態を計量しますが、ITV を用いた確認を提案してもよろしいでしょうか。	空荷の状態を ITV で確認することは認めます。
62	【場外雨水排水路整備工事】 「要求水準書添付資料 9」で計画されている参考資料を満足する費用を計上するという理解でよろしいでしょうか。 また、実施協議にて規格またはルート等が変更となった場合、協議対象という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書添付資料 9」の排水路ルートと異なっても、関係機関に認められる計画であれば、その費用を計上することとさせていただきます。ただし、実施時に不可能であることが判明し、計画を変更した場合は、特別な理由がない限り支払いの増額はないものとしてください。
63	流末の宮田導水路横断部の改修においては、宮田導水路の断水または切回しが必要になると思	現時点では詳細な協議ができませんので、要求水準書等を参考に見積願います。

	<p>われます。</p> <p>管理者との施工方法等の詳細打合せが必須であり、現状では費用の算出が困難となります。事業者間での見積条件の差が無いように条件統一をお願いします。</p>	
64	<p>要求水準書添付資料-9 について、敷地周囲の緩衝緑地帯 5m内に江南市雨水流出抑制基準にある浸透施設を設けることは可能でしょうか。</p>	<p>高木等による植栽が施されている場合は要求水準書未達とはしませんが、関係機関の指導があった場合は、事業者の責任において修正・対応等をお願いします。</p>
65	<p><u>○温室効果ガスの排出量（公開）</u>  （第 2 回質問回答 No.643）  「資源化に要する全ての温室効果ガス排出量を評価」とありますが、資源化先で発生する温室効果ガスの考え方は下記の認識で宜しいでしょうか。  「資源化先の温室効果ガス」  ＝①÷②×③  ① 資源化企業が排出している温室効果ガスの全体量  ② 資源化企業の資源化(生産)量の総量  ③ 本事業における資源化委託量  ※輸送に伴い発生する温室効果ガスは別途計上します。  また資源化先企業から温室効果ガス排出量の提示が難しい場合は、類似の方式で資源化を実施している企業の温室効果ガス排出量の値を使用して、試算する理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
66	<p><u>○浸水被害（公開）</u>  本事業の事業用地には洪水・浸水が生じるリスクが存在します。事業者として洪水・浸水による被害の緩和に努めますが、本被害は事業用地に関するリスクのため、建設・運営期間を通じて、他の天災と同様に貴組合のご負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>浸水が、想定される水深に満たない場合であっても、基本契約書（案）第 14 条第 3 項の不可抗力、建設請負仮契約書（案）第 21 条で定義する天災等、運営・維持管理業務委託契約書（案）第 5 条の 23 第 4 項で定義する不可抗力に該当するか協議することとしますが、想定されている浸水による被害が最小になるよう十分な対策を施してください。</p>
67	<p><u>○敷地外雨水排水路（公開）</u>  敷地外雨水排水路および愛知県道浅井犬山線道路拡幅工事については、貴組合からご提示頂いた情報を基に、事業者にて前提条件を想定した上で工事費用を積算しますが、実際の詳細設計段階や施工段階で、入札時の想定から変更が生じ、工事工程及び工事費用が変更となる場合には、貴組合と協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>想定外の変更については、協議対象とします。</p>
68	<p><u>○落札者決定後の設計協議（公開）</u>  本事業は造成工事や事業用地外の工事など事業内容が多岐にわたりますので、十分な事前設計期間を確保するため、落札者決定後から事前設計協議を開始させて頂けないでしょうか。</p>	<p>認めますが、議会において建設工事請負契約が否決される可能性もあります。発注者及び受注者の双方が自己の責任と費用において協議を行うものとします。</p>
69	<p>No664 について、  修正後の条文においては、連帯債務者の 1 人が債権を有する場合であっても他の債務者は履行拒絶できない、とされているところ、これはつまり単に誰かが（相殺可能な）債権を有するという事実のみをもって履行拒絶はできない、と</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	いう趣旨であり、ある連帯債務者が相殺を援用した場合には、当然に他の債務者は履行拒絶が可能である、と解釈してよいでしょうか。	
70	No664 について、 運営・維持管理業務委託契約書（案）第 4 条の 2 においても同様の対応をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	『第 2 回質問に対する回答書』No.675 において、「焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないこととします」との方針をお示し頂いていますので、回答書No.652 に係る基本協定書第 1 条の 4 の連帯債務の規定においても、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の責任及び債務は構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。また、回答書No.661 に係る基本契約書第 7 条第 1 項についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	『第 2 回質問に対する回答書』No.675 において、「焼却灰等資源化業務委託契約や焼却灰等運搬業務委託契約における事業者の責任については、連帯保証責任を求めないこととします」との方針をお示し頂いていますので、回答書No.656 に係る基本協定書第 2 条の違約金の規定においても、焼却灰等資源化企業および焼却灰等運搬企業の帰責事由により発生した違約金支払い債務や損害賠償義務については、構成員が連帯して負担する対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。また、回答書No.670 に係る基本契約書第 8 条第 7 項についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	基本契約書第 13 条の 2 は【本件 SPC が設立される場合にのみ挿入】とのことですので、SPC を設立しない場合には同条項に定めのある別紙 3 の保証書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	SPC を設立しない場合には、「構成員」は代表企業のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、代表企業に連帯保証を行っていただく可能性があります。
75	No686 について、 修正後の条文においては、連帯債務者の 1 人が債権を有する場合であっても他の債務者は履行拒絶できない、とされているところ、これはつまり単に誰かが（相殺可能な）債権を有するという事実のみをもって履行拒絶はできない、という趣旨であり、ある連帯債務者が相殺を援用した場合には、当然に他の債務者は履行拒絶が可能である、と解釈してよいでしょうか。 また、同契約書（案）第 45 条の 4 においても同様の対応をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、第 45 条第 4 項についてもご理解のとおりです。
76	『第 2 回質問に対する回答書』No.794 において、運営・維持管理業務委託契約書第 31 条の 2 は削除となりましたので、同条項に定めのある	現条文については削除するものの No. 652 の方針（本協定に基づく各構成員及び各協力企業の責任及び債務を連帯して負担するものは構成員とし、各協力企

	別紙 5 の保証書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	業は業務委託契約の範疇で責任及び債務を負うこととします) に従って連帯保証規定を入れる可能性があります。このため、保証書の提出が必要になる場合がありますのでご留意ください。
77	<p>○三者間契約（公開） （第 2 回質問回答 No.721）</p> <p>「本件では SPC を設立するか否か等、具体的な状況が確定していないため、原案の内容を基本として状況に応じて焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約を三者間契約に修正するか否かを含め、ご相談させていただきます。」とありますが、SPC を設立しない場合は、廃掃法上の再委託に該当しないよう、貴組合と資源化企業・運搬企業が直接契約する二者間契約として頂けると理解して宜しいでしょうか。また、SPC を設立しない場合に運営事業者を含めた三者契約とする場合であっても、業務は貴組合から資源化企業・運搬企業に直接委託され、運営事業者は事務の取次ぎ等のみを行うことになると理解して宜しいでしょうか。</p>	SPC を設立しない場合、二者契約も三者契約も有り得ますが、その契約形態に係わらず、運営事業者につき、別途焼却灰等の運搬及び資源化の円滑化に協力する等の義務を負担していただくことを考えております。
78	<p>○大規模改修（公開） （第 2 回質問回答 No.845）</p> <p>「本事業期間 20 年から事業を延長する際に必要な大規模修繕の費用は見込まない」と記載がありますが、要求水準書 第 I 編. P11. 4)には、「引き渡し後 5 年以内に大規模改修の必要がない状態であること」と明記されています。</p> <p>弊社としてはこれまでの知見に基づき事業期間 20 年間の維持管理に必要な整備は当該期間に実施することとし、延命化対策を含めた大規模改修は 21 年目以降の最適な時期に実施することが望ましいと考えていますが、そのような計画で宜しいでしょうか。</p>	「引き渡し後 5 年以内に大規模改修の必要がない状態であること」を前提に、ご理解のとおりです。
79	No858 について、 工事の発注において、応札時点で末端の下請け発注先まで決定することは現実的ではないため、地元企業への上位発注をもって地元貢献額と認めるべきかと思いましたがいかがでしょうか。	評価は提示された内容について行います。また、提案内容について、実行していただきます。
80	No862 について、 質問内容には「地元企業に定義される本社が」と限定されたものになっておりますが、支店、営業所も入札公告時点（令和 2 年 5 月 7 日現在）に所在していることを条件とする理解でよろしいでしょうか。 本内容は No645 の質問回答にて明確にされておりますが、確認をさせていただきます。	第 2 回質問回答 No. 645 のとおりです。
81	No863 について、 地元商社が他の商社から物品を購入し流通させる行為が「中間流通業者の商社行為」とみなされ、地元経済への貢献額として認められないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	様式 9-10-1、9-10-2 について、SPC を設立しない場合は本事業に係る部分のみで計上するよう	同額として提示することを認めます。

	<p>にご指示頂いていますが、SPC を設立せずプラントメーカーが運營業務を受託する場合、個別の業務の損益を開示することは一般的にしておりません。</p> <p>従いまして、営業収益、営業費用を同額としてご提示させて頂くことをご了承願います。</p>	
83	<p>煙突や大型プラント機械等の設置にあたり、航空制限を一時的に超過することがございます。要求水準書上に記載の通り、極力時間を短く、高さを抑えることで対応することで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には航空自衛隊岐阜基地との協議によりますが、組合と航空自衛隊岐阜基地との事前協議において、工事時期が近づき、具体的な条件がまとまってから改めて協議するよう求められています。一方で、近隣で航空法に係る高さ制限を超えた工事の実績があることから、絶対に高さ制限を超えてはいけないということではないとご理解ください。</p>
84	<p>雨水流出抑制施設について、ポンプアップでの排水や場内雨水の集水は可能でしょうか。</p>	<p>雨水排水は自然流下を原則としていますが、関係機関との協議によりポンプアップが認められる場合はその限りではありません。</p>
85	<p>墓地周辺の緑地の確保について具体的なお考えがあればご教示ください。</p>	<p>現時点で供用開始までに利用が見込めない北側用地への取付道路ですが、お墓の周囲の樹木を残し、その外側に碎石道路を設けてください。墓地の南についても事業で利用する場合は、墓地との間に樹木を残してください。</p>